# 10A 資産流動化(新SPC、SPT)関係

「資産の流動化に関する法律」(以下「法」という。)の規定に基づく特定目的会社及び特定目的信託等に関する事務処理については、以下のとおり取り扱うものとする。

10 A - 1 業務開始届出、特定目的信託契約締結届出、変更届出等関係

#### 10 A - 1 - 1 管轄財務局長権限の一部の管轄財務事務所長等への内部委任

特定目的会社及び特定目的信託契約の受託者たる信託会社等の本店の所在地が財務事務所 又は小樽出張所若しくは北見出張所の管轄区域内にある場合においては、管轄財務局長(福 岡財務支局長を含む。以下同じ。)に委任した権限のうち当該特定目的会社又は信託会社等 が提出する届出書等の受理に関する権限は、当該財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北 見出張所長に行わせることができるものとする。

なお、これらの事項に関する届出書等は、管轄財務局長あて提出させるものとする。

## 10 A - 1 - 2 業務開始届出及び特定目的信託契約締結届出の受理

- (1) 法第3条の規定に基づく特定目的会社に係る業務開始届出書及び法第164条の規定に基づく特定目的信託に係る特定目的信託契約締結届出書(以下「業務開始届出書等」という。)の提出については、下記(2)の確認及び受理日の確定を行う必要があることから、財務局長(業務開始届出等の受理に係る権限が財務局長より内部委任されている財務事務所長又は小樽出張所長若しくは北見出張所長を含む。以下「管轄財務局長等」という。)に原則として直接提出されたものを受付けるものとする。
- (2) 業務開始届出書等の提出があった場合には、特定目的会社に係る業務開始届出書については別紙様式1 [特定目的会社 届出書類チェックリスト]に従い、特定目的信託契約締結届出書については別紙様式2 [特定目的信託 届出書類チェックリスト]に従い、当該届出書の記載事項及び添付書類に不備がないことを確認し、受理するものとする。
- (3) 受理した業務開始届出書等については、副本に受理印(受理年月日、受理番号の入ったもの)を押して届出者に返却し、正本にも同じ受理印を押して保管する。

受理番号は、特定目的会社に係る業務開始届出書と特定目的信託に係る特定目的信託 契約締結届出書のそれぞれにつき、管轄財務局長ごとに受理した順に1号から一連番号 とするものとする。 受理番号の()書きには、特定目的会社に係る業務開始届出書にあっては「会」と、特定目的信託に係る特定目的信託契約締結届出書にあっては「信」と記入するものとする。

業務開始届出書等がその効力を失った場合は、受理番号は欠番とし、補充は行わないものとする。この場合において当該届出事項を特定目的会社名簿から除却するものとする。

#### 10 A - 1 - 3 変更届出書の受理

- (1) 法第9条及び第166条の規定に基づく変更届出書についても、業務開始届出書等と同様、原則として管轄財務局長等に直接提出されたものを受付けるものとする。
- (2) 変更届出書の提出があった場合には、別紙様式1 [特定目的会社 届出書類チェックリスト]又は別紙様式2 [特定目的信託 届出書類チェックリスト]を参考に、当該変更届出書の記載事項及び添付書類に不備がないことを確認し、受理するものとする。あわせて次に掲げる事項について留意するものとする。

特定目的会社に係る変更届出について、新たに役員又は重要な使用人になった者が法第66条各号(法第84条及び法第142条の3において準用する場合を含む。)のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、届出者に対し、法第158条に規定する違法行為等の是正命令等の措置を行うものとする。

資産の流動化に関する法律施行規則(以下「規則」という。)第25条第1項に規定する「その他の書類」とは、従前の業務開始届出書及びその添付書類並びに当該変更届出書の提出の直前に行った検査の報告書の写しとするものとする。

また、変更後の主たる営業所を管轄する財務局長は、従前の業務開始届出書に新たな 受理番号を付記したうえ、当該受理番号を当該変更届出を行った特定目的会社に別紙様 式3により通知するとともに、当該特定目的会社に係る事項を特定目的会社名簿に登載 するものとする。

- (3) 受理した変更届出書については、副本に受理印(受理年月日、届出番号に枝番を付けた受理番号の入ったもの)を押して届出者に返却し、正本にも同じ受理印を押して保管するものとする。
- (4) 資産流動化計画及び資産信託流動化計画(以下「計画」という。)において、特定資産の取得時期や資産対応証券の発行時期に関して、例えば「業務開始届出提出後1ヶ月以内を予定する」と記載してある場合、当該1ヶ月の期間内で当該行為を実施する日が確定したときは、「計画の変更」には当たらないが、当該1ヶ月以内に当該行為を実施することが不可能であることが確定したときは、当該1ヶ月の期間の満了を迎える前に所定の手続

きにより「計画の変更」が実施されなければならないことに留意するものとする。特に、特定資産の取得に関しては、「計画の変更」が実施されることなく計画に記載する特定資産の取得が不能となった場合には、解散事由(法第121条第6号)に該当することにも留意するものとする。

#### 10 A - 1 - 4 業務終了届出及び廃業届出

- (1) 法第10条第1項の規定に基づく資産流動化計画に係る業務終了の届出書を受理したときは、当該届出書にかかる特定目的会社名簿に、同条第2項に掲げる事項を明瞭に付記するものとする。なお、当該届出のあった日から3年間、法第11条の規定に基づく新計画届出がなかった場合は、法第159条の規定において「解散を命ずることができる」とされていることに留意するものとする。
- (2) 法第12条第1項の規定に基づく廃業の届出に添付する書類として規則第30条柱書きに規定する「資産流動化計画に基づく業務を結了する方法を記載した書類」とは、例えば解散後の清算人によるSPCの財産現況調査に基づき行われる残余財産の分配方法(具体的な分配額を含む。)について記載した書面、破産管財人が作成した財産目録、貸借対照表及び配当表等に基づき行われる配当について記載した書面等をいう。

## 10 A - 1 - 5 届出証明書の発行

業務開始届出を受理した特定目的会社から公的機関に提出する必要がある等の理由により、その者の届出証明の申請があったときは、別紙様式4により特定目的会社届出証明を行うものとする。

## 10A-1-6 特定目的会社名簿の縦覧

規則第22条の規定に基づく特定目的会社名簿の縦覧については、次により取り扱うものとする。

- (1) 申請書に別紙様式5による名簿縦覧申請書の所定事項の記入を求めるものとする。 なお、他の財務局長が届出を受理した会社に係る縦覧申請があった場合には、当該他の 財務局長が受理した届出事項を照会のうえ、縦覧に応じるものとする。
- (2) 名簿の縦覧日及び縦覧時間は、次のとおりとするものとする。

縦覧日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日、1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日までの日以外の日とする。

縦覧時間は、管轄財務局長が指定する時間内とする。

名簿の整理その他必要がある場合は、上記の縦覧日又は縦覧時間を変更することができるものとする。

- (3) 名簿は、管轄財務局長が指定する縦覧場所の外に持ち出すことができないものとする。
- (4) 次に該当する縦覧者の縦覧を停止又は拒否することができるものとする。

上記(1)から(3)又は係員の指示に従わない者

名簿等を汚損若しくはき損し、又はそのおそれがあると認められる者

他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者

10 A - 2 届出等に関する定期報告等

## 10A-2-1 業務開始届出書等関係

- (1) 受理した業務開始届出書等については、当該業務開始届出書等の第1面(受領印を押印したもの)及び第2面の写しを、各月分をまとめて翌月末までに、監督部長あて送付するものとする。
- (2) 廃業届出書(法第12条)及び特定目的信託終了届出書(法第167条)については、 受理した都度、当該届出書の写しを監督部長あて送付するものとする。

## 10A-2-2 事業報告書

受理した事業報告書(法第155条)については、当該事業報告書及び添付書類として提出された貸借対照表等に記載された事項を、別途定めるフォーマットに入力し、4月から9月の間に営業年度が終了する特定目的会社にあっては翌年1月末までに、10月から翌年3月の間に営業年度が終了する特定目的会社にあっては7月末までに、監督部長あて提出するものとする。

## 10 A - 2 - 3 監督処分の通知

- (1) 法第157条、第158条及び第159条の規定による監督処分を行った場合は、当該 命令の写しを監督部長あて送付するものとする。
- (2) 法第160条の規定による公告を行った場合は、当該公告に係る官報の写しを監督部長

あて送付するものとする。

## 10 A - 3 SPCが行う附帯業務の範囲

特定目的会社が行うことができる業務として法第142条に定める「附帯業務」とは、資産の流動化業務を行う上で必要不可欠な業務でありながら、「資産の流動化に係る業務」に該当しないものをいう。例えば、資金の借入れ(特定目的借入れを除く)・返済、特定資産の鑑定評価依頼等である。

なお、「附帯業務」は、業務開始届出書の提出前においても行うことができる。

10 A - 4 オリジネーターによる資産対応証券の募集等の取扱い及び受益証券の募集等

法第150条の3の規定に基づく特定譲渡人による資産対応証券の募集等の取扱いの監督においては、当該特定譲渡人が当該募集等の取扱いにより投資者に取得させた資産対応証券を当該投資者から買い戻すには、証券取引法第28条の登録(当該特定譲渡人が証券取引法第65条第1項に規定する銀行、信託会社その他政令で定める金融機関である場合にあっては、証券取引法第65条の2の登録)を要する場合もあることに留意するものとする。

また、法第225条の規定に基づく原委託者による受益証券の募集等の監督においては、 当該原委託者が当該募集等により投資者に取得させた受益証券を当該投資者から買い戻すに は、証券取引法第28条の登録(当該原委託者が証券取引法第65条第1項に規定する銀行 、信託会社その他政令で定める金融機関である場合にあっては、証券取引法第65条の2の 登録)を要する場合もあることに留意するものとする。

10A-5 その他

租税特別措置法第83条の7の規定に基づく登録免許税軽減のための同法施行規則第31条の9に規定する証明書の発行については、以下のとおり取り扱うものとする。

なお、租税特別措置法第83条の7の規定の適用を受けることができる日は、当該特定資 産取得から1年を経過した日(初日不算入)であることに留意するものとする。

#### 10A - 5 - 1 所有権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行

(1) 特定目的会社からの証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式6による ものとする。

- (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された取得日を確認するため、不動産売買契約書写し等の添付を求めるものとする。
- (3) 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、

申請者が法第3条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること

当該届出時に提出された資産流動化計画に資産対応証券を発行する旨の記載があること

当該届出時に提出された資産流動化計画において特定目的借入れについての定めがあるときは、当該特定目的借入れの借入先が特定出資者ではないこと

別紙様式6に記載された不動産が租税特別措置法第83条の7に規定する特定不動産等に該当し、当該特定目的会社が保有する特定資産の価額の合計額に占める特定不動産等の価額の合計額の割合が百分の五十を超えていること

当該不動産の取得日が添付書類により確認できる日付であること

を確認のうえ、証明書を発行するものとする。

- 10 A 5 2 質権又は抵当権の移転の登記の登録免許税軽減に係る証明書の発行
  - (1) 特定目的会社からの証明申請書及び財務局長が発行する証明書は、別紙様式7によるものとする。
  - (2) 申請者に、証明申請書の所定の事項の記入を求めるとともに、申請書に記載された取得日を確認するため、債権譲渡契約書写し等の添付を求めるものとする。
  - (3) 証明申請書の提出があった場合には、申請書の記載事項につき、特定目的会社名簿、業務開始届出時の添付書類及び証明申請書添付書類により、

申請者が法第3条第1項の規定による届出を行った特定目的会社であること

当該届出時に提出された資産流動化計画に資産対応証券を発行する旨の記載があること

当該届出時に提出された資産流動化計画において特定目的借入れについての定めが

あるときは、当該特定目的借入れの借入先が特定出資者ではないこと

別紙様式7に記載される不動産の質権又は抵当権が設定された指名金銭債権が租税 特別措置法第83条の7に規定する特定不動産等に該当し、当該特定目的会社が保有 する特定資産の価額の合計額に占める特定不動産等の価額の合計額の割合が百分の五 十を超えている

こと

当該指名金銭債権の取得日が添付書類により確認できる日付であること

を確認のうえ、証明書を発行するものとする。

## 10A 特定目的会社(新SPC、SPT)関係

#### 別紙様式1

〔特定目的会社 届出書類チェックリスト〕

受付日時	年	月	日(	:	)	商号	
来局者名						担当者名	

### (1) 提出書類

届出書(正本写(1通))

第1面 第2面 第3面 第4面

添付書類

定款

資産流動化計画

特定資産譲受の契約書又は予約契約書(調印済のもの)

開発に係る契約書(開発型に限る)

特定資産譲受業務委託契約書(規贈16祭7号ロの場であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき出する場合に限る。)

特定資産管理処分委託契約書又は予約契約書(規則16条第7号の場であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき曲はする場合は、

当該委託に係る契約の契約書案 )

特定資産管理処分信託委託契約書案(信託設定する場合に限る)

法第6条の承認があったことを証する書面

特定目的会社登記簿謄本

役員等の住民票の写し若しくは住民票の記載事項証明書又はこれらに代わる書面

役員等が欠格事由に該当しない旨の官公署の証明書(略称、証明書)

役員等の履歴書

誓約書

特定社員の名簿及び親会社の株主又は社員の名簿

特定資産の譲渡人が当該特定資産の権利者であることを証する書面

(注) …申請日前3月以内のもの

契約書については副本又は謄本であること

# (2) 第1面

提出先 財務局長宛

届出者 住所(第2面4.登記簿謄本)

商号(第2面2.登記簿謄本(商号等))

代表者氏名(第2面3.登記簿謄本(代表者)誓約書)

押印(有無)

#### (3) 第2面

- 2.商号( ふりがな )
- 3. 代表者の氏名( ふりがな )
- 4. 営業所(登記簿謄本)
- 5.役員(第2面3.登記簿謄本(役員)住民票写証明書履歴書)
- 6. 重要使用人(住民票写証明書履歴書)

- 7. すべての特定社員の承認があった年月日( 社員総会議事録等 )
- (4) 第3面(割合:特定出資の総額 登記簿謄本 所有割合1/10以上の社員のみ)
- (5) 第4面( 第2面5.)

# 特定目的会社届出審查書(資産流動化計画以外)

# 届出者

審 查 項 目	審	查	結	果	
1.特定目的会社であること					
<ul> <li>・特定目的会社は、その商号中に特定目的会社という文字を用いなければならない。(法第16条)(届出書、定款、登記簿謄本その他添付書類)</li> <li>・新資産流動化法施行前に成立した特定目的会社は、旧法の適用を受ける。(改正法附則第2条)(登記簿謄本で平成12年11月30日以後成立を確認)</li> </ul>					
2.役員、使用人が成年被後見人、被保佐人、破産者等でないこと。(法第66条1項1号又は2号)					
・官公署の証明書等(添付書類)					
3.役員、使用人が禁錮以上の刑の執行等から3年以内、SPC法等の罰金刑の執行等から3年以内、解散命令を受けたSPCの解散命令日前30日以内に役員、使用人であった者で、当該命令日から3年以内でないこと。(法第66条1項3号、4号又は5号)					
・誓約書(添付書類)					
4.役員、使用人が特定資産の譲渡人、特定資産の管理処分 業務の受託者、特定資産の管理処分を行わせるために設定 された信託の受託者、特定資産が信託の受益権である場合 の当該信託受託者又は特定持分信託の受託者(譲渡人、受 託者が法人の場合は、その役員)でないこと。(法第66 条1項6号、7号、8号又は9号)					
・誓約書、履歴書(添付書類)					
5.定款に、目的、商号、本店所在地、特定資本の額、特定出資一口の金額、公告の方法、発起人の氏名及び住所、存立の時期又は解散の事由が記載されているか。(法第18条2項)					
・定款(添付書類)					

審查項目	審	查	結	果	
6.会計監査人の監査を必要とするSPCについて、選任手続は適正か。また、適格者を選任しているか。(法第86 条1項、2項、4項、法第87条1項及び2項)					
・社員総会議事録等(添付書類)					
7.特定資産譲受契約書に、譲渡人が当該資産に係る資産対 応証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項 について譲受人たるSPCに告知する義務を有する旨の記 載があるか。(法第143条)					
・特定資産譲受契約書又は予約契約書(添付書類)					
8.特定資産の管理・処分を信託会社等に委託する場合、当該信託契約書に資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき当該信託に係る信託財産の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅滞なく受益者たる当該SPCに通知する義務を有する旨の記載があるか。(法第144条2項1号)					
・特定資産管理処分信託委託契約書案 (添付書類)					
9. 著作権(令第24条)の管理・処分について、文化庁長官の許可を受けた者に信託することとなっているか。 (法第144条2項2号)					
<ul><li>特定資産管理処分信託委託契約書案(添付書類)</li></ul>					
10.特定資産の管理・処分委託契約書に、受託者が、 特定資産の分別管理義務 SPCへの特定資産の管理・処分状況説明義務 特定資産の管理・処分状況を記載した書類の備置及びS PCへの閲覧義務 資産対応証券に係る有価証券届出書等に記載すべき資産 の管理・処分に関する重要な事項につき知った事実を遅 滞なくSPCに通知する義務 業務の再委託をする場合はSPCの同意を得る義務 を有する旨の記載があるか。(法第144条5項)					
・特定資産管理処分委託契約書又は予約契約書 (添付書類)					

	審	查	項	目	審	查	結	果	
契約書に 管理・処 く受益者	こ、当該信 処分に関す	託の受託者 る重要な事	が当該信 耳頂につき	ける場合、当該信託 託に係る信託財産の 知った事実を遅滞な 記載があるか。					
・特定資	資産管理処	分信託委託	<b>£契約書案</b>	(添付書類)					

# 資産流動化計画の記載内容についてのチェックリスト

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
1.計画期間	法5条 一 規則11条一	(1) 資産流動化計画の計画期間(資産の流動化に係る業務の 開始期日から終了期日までの期間)の記載があるか。	
	規則11条二	(2) 資産の流動化に係る業務の開始期日として定める年月日について記載があるか。	
	規則11条三	(3) 上記(1)及び(2)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
	法5条 令3条	(4) 計画期間は、有価証券を除く動産(当該資産を信託する 信託の受益権を含む。以下同じ。)は20年、特許権、実 用新案権等は25年、これら以外の場合は50年以内の期 間で定めているか。	
2.優先出資証券の発行	法5条 二イ	優先出資証券を発行する場合には、以下の事項について記載があるか。	
等に関する事項	規則12条一	(1) 優先出資証券の発行を予定する場合はその旨の記載があるか。	
	規則12条二	(2) 総口数の最高限度について記載があるか。	
	規則12条三	(3) 優先出資の内容(利益の配当又は残余財産の分配の方法を含む。)について記載があるか。	
	規則12条四	(4) 種類ごとの総口数の最高限度について記載があるか。	
	規則12条五	(5) 各発行ごとの発行時期について記載があるか。	
	規則12条六	(6) 各発行ごとの種類別の発行口数、発行価額及び募集等の 方法について記載があるか。	
	規則12条七	(7) 各発行により調達される資金の使途について記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則12条八	(8) 優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項 その他の各発行ごとの発行条件について記載があるか。	
	規則12条九	(9) 優先出資の消却又は併合に関する事項として次に掲げる 事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) 利益消却を予定する場合は、その旨の記載があるか。	<b></b>
	同号口	(b) 簡易減資消却を予定する場合は、その旨及び簡易減資 消却について記載があるか。	
	同号八	(c) 仮清算消却を予定する場合は、仮清算消却について記載があるか。	
	同号二	(d) 優先出資の併合について記載があるか。	
	規則12条十	(10) 単位未満優先出資に関する事項として次に掲げる事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) 利益の配当又は法第 102条に規定する中間配当を行う場合は、その旨の記載があるか。	
	同号口	(b) 単位未満優先出資証券の発行について記載があるか。	
	同号八	(c) その他単位未満優先出資について記載があるか。	
	規則12条十一	(11) 優先資本の減少に関する事項として次に掲げる事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) 優先出資の減少を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
	同号口	(b) 取締役の決定をもって優先資本の減少を行うことを予定する場合は、その旨の記載があるか。また、各優先資本の減少を行う目的、要件、方法及び時期の記載があるか。 各優先資本の減少の額又はその計算方法の記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
		各優先資本の減少の対象となる優先出資の種類の記載 があるか。	
	規則40条一	(12) 種類等を異にする優先出資証券を発行する場合は、資産 流動化計画に発行時期、利益の配当、消却、残余財産の分 配その他の事項について種類の異なる優先出資証券を発行 する旨の記載があるか。	
	規則12条十二	(3) 上記(5)~(8)の内容が確定していない場合には、その内容 を確定するための要件及び手続が記載されているか。	
	規則12条十三	(14) 上記(1)~(4)及び(9)について変更があり得る場合は、その 旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則12条十四	(15) 上記(1)~(11)、(13)及び(14)について変更を禁止する場合は、 その旨の記載があるか。	
3 . 特定社債 券の発行等 に関する事	法5条 二口	特定社債券を発行する場合には、以下の事項について記載されているか。	
項に関する争	規則13条一	(1) 特定社債券(転換特定社債、新優先出資引受権付特定社債を含む。以下同じ。)の発行を予定する場合は、その旨の記載があるか。	
	規則13条二	(2) 特定社債券の総額(発行予定残高の上限。以下同じ。) について記載があるか。	
	規則13条三	(3) 特定社債(転換特定社債及び新優先出資引受権付特定社債(以下「転換特定社債等」という。)を含む。)の内容について記載があるか。	
	規則13条四	(4) 発行時期について記載があるか。	
	規則13条五	(5) 各発行ごとの発行価額(転換特定社債等を発行する場合は、その内訳を含む。)及び募集等の方法について記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則13条六	(6) 各発行により調達される資金の使途について記載があるか。	
	規則13条七	(7) 特定社債に係る信用補完又は流動性補完の概要について 記載があるか。	
	規則13条八	(8) 元本の償還及び利息の支払の方法及び期限について記載があるか。	
	規則13条九	(9) 期限前償還を予定する場合は、その内容(期限前償還の対象となる特定社債券の範囲、期限前償還の要件及び利息の計算方法を含む。)について記載があるか。	
	規則13条十	(10) 特定社債管理会社(各特定社債の金額が一億円未満の場合)又は担保附社債信託法に定める信託会社(物上担保が付される場合に限る。)の商号について記載があるか。	
	規則13条十一	(11) 特定社債の全部又は一部の種類について先取特権を付さないこととする場合はその旨の記載があるか。	
	規則13条十二	(12) 特定社債権者集会に関する事項(特定社債権者集会の決議事項を含む。)について記載があるか。	
	法5条 二八規則13条十三		
	同号イ	(a) 総額について記載があるか。	
	同号口	(b) 転換の条件について記載があるか。	
	同号八	(c) 転換によって発行すべき優先出資の内容について記載があるか。	
	同号二	(d) 転換を請求することができる期間について記載があるか。	
	同号ホ	(e) 優先出資社員以外の者に対する有利な発行に関する事項について記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	法5条 二二	(14) 新優先出資引受権付特定社債券に関する事項として次に 掲げる事項の記載があるか。	
	同(1)	(a) 総額について記載があるか。	
	同(2)	(b) 各新優先出資引受権付特定社債に付する新優先出資の引受権(以下「引受権」という。)の内容について記載があるか。	
	同(3)	(c) 引受権を行使することができる期間について記載が あるか。	
	同(4)	(d) 引受権のみを譲渡することができることとする場合は、その旨の記載があるか。	
	同(5)	(e) 引受権を行使しようとする者の請求があるときは、 新優先出資引受権付特定社債の償還に代えてその発行 価額をもって新優先出資に対する全額の払込みがあっ たものとする旨の記載があるか。	
	同(6)	(f) 利益の配当については、上記(e)の払込みを行った時の属する営業年度又はその前営業年度終了の日において新優先出資の発行があったものとみなす旨の記載があるか。	
	同(7)及び 規則13条 十四	(9) 新優先出資引受権付特定社債について優先出資社員 以外の者に対する有利な発行について記載があるか。	
	規則40条二	(15) 種類等を異にする特定社債券を発行する場合は、資産流動化計画に発行時期、利息の支払、元本の償還その他の事項について種類の異なる特定社債券を発行する旨の記載があるか。	
	規則13条十五	(16) 上記(4)~(11)、(13)の(b)~(e)及び(14)の(b)~(9)について内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則13条十六	(17) 上記(1)~(3)、(12)、(13)の(a)及び(14)の(a)について変更があり 得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則13条十七	(18) 上記(1)~(14)、(16)及び(17)について変更を禁止する場合はその旨の記載があるか。	
4 . 特定約束 手形の発行	法5条 二木	特定約束手形を発行する場合には、以下の事項について記載があるか。	
等に関する事項	規則14条一	(1) 特定約束手形の発行を予定する場合は、その旨の記載があるか。	
	規則14条二	(2) 限度額(発行予定残高の上限)について記載があるか。	
	規則14条三	(3) 特定約束手形の内容について記載があるか。	
	規則14条四	(4) 発行時期について記載があるか。	
	規則14条五	(5) 各発行ごとの発行価額について記載があるか。	
	規則14条六	(6) 各発行により調達される資金の使途について記載があるか。	
	規則14条七	(7) 約束手形に係る信用補完又は流動性補完の概要について 記載があるか。	
	規則14条八	(8) 償還の方法及び期限について記載があるか。	
	法 149条一	(9) 次に掲げるすべての要件を満たしているか。	
	同号イ	(a) 約束手形の発行の目的が、特定資産を取得するために 必要な資金を調達するものである旨の記載があるか。	
	同号口	(b) 資産流動化計画においてその発行の限度額が記載されているか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	同号八 規則39条 —	(c) 資産流動化計画において、特定約束手形の発行期間中に取得する特定資産の内容(取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、その抽出条件)及び取得時期(取得を一定の事由の発生に係らしめる場合は、その事由)の具体的な記載があるか。	
	規則39条 二イ	(d) 規則16条7号口の場合であって、取得する資産を一定の条件に基づき抽出する場合は、発行を予定する特定約束手形について指定格付機関(当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。)から金融庁長官の指定する格付を取得している旨の記載があるか。	
	規則39条 二口	(e) 上記(d)以外の場合で、信用補完が講じられている旨又は発行を予定する特定約束手形について指定格付機関(当該特定約束手形の発行を予定する特定目的会社が保有する特定資産の価格を調査した指定格付機関を除く。)から金融庁長官の指定する格付を取得している旨の記載があるか。	
	規則14条九	(10) 上記(4)~(8)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則14条十	(11) 上記(1)~(3)の変更があり得る場合は、その旨及び変更を 行うための条件について記載があるか。	
	規則14条十一	(12) 上記(1)~(8)、(10)及び(11)の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
5 . 特定目的 借入れに関 する事項	法第5条 二へ	特定目的借入れを予定する場合には、以下の事項について記載があるか。	
ソ の事児	規則15条一	(1) 特定目的借入れを行うことを予定する場合は、その旨の記載があるか。	
	規則15条二	(2) 限度額について記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則15条三	(3) 各借入に関する事項として次に掲げる事項の記載があるか。	
	同号イ	(a) 借入金額について記載があるか。	£
	同号口	(b) 借入先(適格機関投資家に限る。)について記載があるか。	
	同号八	(c) 借入条件(弁済期及び弁済方法に関することを含む。 )について記載があるか。	
	同号二	(d) 借入金の使途について記載があるか。	
	同号ホ	(e) 担保設定について記載があるか。	
	規則15条四	(4) 上記(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則15条五	(5) 上記(1)及び(2)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件が記載されているか。	
	規則15条六	(6) 上記(1)~(5)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
6 . 特定資産 に関する事 項	法第5条 三 規則16条一	(1) 施行規則別表「特定資産の内容の記載事項表」の「特定資産の内容」欄に掲げる事項について記載があるか。	
	規則16条二	(2) 特定資産の権利の移転について記載があるか。	
	規則16条三	(3) 特定資産の取得時期について記載があるか。	
	規則16条四	(4) 特定資産の取得価格(特定資産の価格を知るために必要な事項の概要、特定資産の価格につき調査した結果並びに当該調査を行った者の氏名又は名称(特定資産が不動産の場合は鑑定評価を行った者の氏名又は名称を含む。)及び当該調査に係る資格を含む。)について記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則16条五	(5) 特定資産の譲渡人(開発型の場合は、当該開発に係る契約を特定目的会社と締結した者)の氏名又は名称及び住所について記載があるか。	
	規則16条六	(6) (8)の場合で、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽 出する場合は、特定資産の譲受けに係る業務の委託契約を 特定目的会社と締結した者の氏名又は名称及び住所につい て記載があるか。	
	規則16条七イ	【開発型の場合】 (7) 上記(2)~(5)の内容が確定していない場合は、その内容を 確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	規則16条七口	【プログラム発行スキームの場合】 (8) 次に掲げる要件のすべてを満たす場合で上記(2)~(4)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続について記載があるか。	
	同(1)	(a) 取得する特定資産が指名金銭債権若しくは約束手形又 はこれらを信託する信託の受益権のみである旨の記載が あるか。	
	同(2)	(b) 発行を予定する資産対応証券が特定約束手形のみである旨の記載があるか。	
	同(3)	(c) 特定目的借入れを行わない旨の記載があるか。	
	同(4)	(d) 資産流動化計画に上記(b)及び(c)について変更を禁止する旨の定めの記載があるか。	
	規則16条八	(9) 上記(2)~(8)((5)は、開発型又は(8)の場合であって、取得する特定資産を一定の条件に基づき抽出する場合に限る。)の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
7.特定資産 の管理等に 関する事項		(1) 特定資産の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、 交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨 及びその内容(時期及び理由を含む。)を含む。)につい て記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則17条二	(2) 特定資産の管理及び処分に係る業務を行わせるための信託の受託者又は受託予定者(以下「受託者等」という。) の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託	
	法 147条	者等について(特定資産が不動産の場合、当該受託者等が不動産特定共同事業法第6条各号のいずれにも該当しない者である旨の記載を含む。)記載があるか。	
	規則17条三	(3) 受託者等が特定資産について行う業務の種類、内容並び に資産対応証券保有者、特定目的借入れに係る債権者及び 特定社債管理会社(特定社債に物上担保を付した場合は担 保附社債信託法に規定する信託会社)の利害に関する事項 について記載があるか。	
	規則17条四	(4) 上記(1)~(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続きが記載されているか。	
	規則17条五	(5) 上記(1)~(3)の変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則17条六	(6) 上記(1)~(5)について変更を禁止する場合にはその旨の記載があるか。	
8. 資金の借入れに関す	法第5条 五 規則18条一	(1) 限度額(借入予定残高の上限)について記載があるか。	
る事項	規則18条二	(2) 借入資金の使途について記載があるか。	
	規則18条三	(3) 各借入れに係る次に掲げる事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) 借入金額について記載があるか。	
	同号口	(b) 借入先(資産流動化計画にあらかじめ定められた方法に基づき特定社債、特定約束手形又は特定目的借入れに係る債務の履行に充てる場合を除き適格機関投資家に限る。)について記載があるか。	
	同号八	(c) 借入条件(弁済期及び弁済方法に関することを含む。 ) について記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	同号二	(d) 担保設定について記載があるか。	
	規則18条四	(4) 上記(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続が記載されているか。	
	規則18条五	(5) 上記(1)び(2)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件が記載されているか。	
	規則18条六	(6) 上記(1)~(5)の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
9. その他資	法 5 条 六 規則19条一	(1) 資産流動化計画の概要について記載があるか。	
産流動化計画記載事項		(2) 特定社員があらかじめ利益の配当又は残余財産の分配を受ける権利を放棄する場合は、その旨の記載があるか。	
	規則19条三	(3) 発行される優先出資又は特定社債について少人数私募を行う場合には、資産流動化計画を優先出資申込証又は特定社債申込証に添付する旨の記載があるか。	
	規則19条四	(4) 資産流動化計画に記載される事項のうち、発行される資産対応証券に関する事項又は特定目的借入れに関する事項の内容を変更するための手続及び当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続は当該発行が行われる前に行うものとする旨の記載があるか。	
	規則19条五	(5) 特定約束手形を発行し又は特定目的借入れを行っている場合であって、社員総会の決議により資産流動化計画の変更を行うときは、反対する特定約束手形の所有者又は特定目的借入れに係る債権者に対する債務の弁済をするための相当の財産の信託が完了した後で行う旨の記載があるか。	
	規則19条六	(6) 資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する第一種特定目的会社にあっては、その旨及び特定社債、特定約束手形及び特定目的借入れに係る債務の履行の完了時において残存する財産を処理する方法の記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則19条七	(7) 資産流動化計画に基づく業務が終了した後新たな資産流動化計画に基づく業務を行うことを予定する第二種特定目的会社にあっては、その旨及び仮清算消却の完了時において残存する財産を処理する方法の記載があるか。	
	規則19条八	(8) 特定目的会社が資産対応証券の発行又は資金の借入れ (特定目的借入れを含む。)を行う前において債務を負担 する場合は、各債務の内容、額、債権者に関する事項その 他特定目的会社が負担する債務に関する事項の記載がある か。	
	規則19条九	(9) 法第 142条に規定する附帯業務に関する事項の記載があるか。	
	規則19条十	(10) 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他投資者保護の観点から記載が必要な事項が記載されているか。	
	規則19条十一	(11) 上記(6)及び(7)の内容が確定していない場合は、その内容 を確定するための要件及び手続の記載があるか。	
	規則19条十二	(12) 上記(1)~(11)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	

# 10A 特定目的会社(新SPC、SPT)関係

## 別紙様式2

〔特定目的信託 届出書類チェックリスト〕

受付日時	年	月	日(	:	)	商号	
来局者名						担当者名	

## (1) 提出書類

届出書(正本写(1通))

第1面 第2面

添付書類

特定目的信託契約書案

資産信託流動化計画

特定資産管理処分委託契約書案(第三者に委託する場合のみ)

特定資産の開発に係る契約書案(開発型に限る)

特定資産譲受契約書案(特定目的信託契約締結後特定資産を取得する場合のみ)

# (2) 第1面

提出先 財務局長宛

届出者 住所(第2面3.)

商号( 第2面1. )

代表者氏名(第2面2.)

押印(有無)

## (3) 第2面

- 1. 商号( ふりがな )
- 2.代表者の氏名( ふりがな )
- 3.本店の所在地(チェック済)
- 4.役員(第2面2.(代表者))

# 特定目的信託契約締結届出審査書(資産信託流動化計画以外)

# 届出者

	審	查	項	目		審	查	結	果	
1 . 特定[	目的信託の	受託者(届	届出者)が	信託会社	等であるか					1 1 1 1 1 1 1 1
	目的信託契				るものでな					
	目的信託契 1 6 8 条 1		<b></b> 損定され	ているか						
・特定	目的信託契	約書案(淺	际付書類)							1
	託者の義務 168条3		事項が規定	されてい	るか					
・特定に	目的信託契	約書案(沒	添付書類)							1
	信託会社等頃が規定さ				の補償に関 4号)					
・特定	目的信託契	約書案(渤	际付書類)							1 1 1 1 1 1 1 1 1
	報酬の計算 頃が規定さ				び時期に関 5号)					
・特定	目的信託契	約書案(渤	际付書類)							1 1 1 1 1 1 1 1
	の方法につ 168条6・		されている	か						
・特定	目的信託契	約書案(渤	际付書類)							
者集会	者集会の決 に関する事 63条1号	項が規定さ			その他権利					
・特定	目的信託契	約書案(沒	际付書類)							1 1 1 1 1 1 1 1
	権利者に対 定されてい				に関する事					
・特定	目的信託契	約書案(流	际付書類)							1 1 1 1 1 1 1 1 1

審查項目	審	查	結	果
9.特定信託管理者の選任その他の特定信託管理者に関する 事項が規定されているか (規則第63条3号)				
・特定目的信託契約書案(添付書類)				
10.特定目的信託契約終了の事由に関する事項が規定されて いるか (規則第63条4号)				
・特定目的信託契約書案(添付書類)				
11. その他重要な事項について規定されているか (規則第63条5号)				
・特定目的信託契約書案(添付書類)				
12.特定資産の管理・処分について受託信託会社等に対して 指図を行うことができない旨規定されているか (法169条1号)				
・特定目的信託契約書案(添付書類)				
13. 令第26条に規定する著作権の管理・処分について、仲介業務法第2条に規定する文化庁長官の許可を受けた業者に信託する旨規定されているか(法169条2号、令26条)				
・特定目的信託契約書案(添付書類)				
14.原委託者は、信託した財産に係る受益証券に関する有価証券届出書等に記載すべき重要な事項につき、受託信託会社等に告知しなければならない旨規定されているか(法169条3号)				
・特定目的信託契約書案(添付書類)				
15. 社債的受益証券の発行を予定する場合には、 当該種類以外の受益権を定めること 信託財産の管理又は処分により得られる利益から配当を 行う時期及び配当を行う時期ごと配当額をあらかじめ定 めること 利益配当は6月ごと又は1年毎に行うこと				
利益配当の額は一の社債的受益権ごとに均一とすること				

審查	項	目	審	查	結	果	
社債的受益権の額は変更 は当該社債的受益権に係 して行うこと 受託信託会社等は、社債 うための資金の借入れ又 配当又は元本償還ができ 了させること が条件として規定されてい (法第169条4号、令第	る最後の配 的受益権に は費用の負 ない場合は るか	当を行う時期に一 係る金銭の分配を 担を行わないこと 、特定目的信託を	·· ·括 ·行 :				

# 資産信託流動化計画の記載内容についてのチェックリスト

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
1. 契約期間	法 165条 一 法 165条 令27条 規則54条一	(1) 有価証券を除く動産(当該資産を信託する信託の受益権 を含む。以下同じ。)は20年、特許権、実用新案権等は 25年、これら以外の場合は50年以内の期間で定められ ているか。	
	規則54条二	(2) 特定目的信託契約の締結日について記載があるか。	
	規則54条三	(3) 契約締結日と当該契約の効力発生日が異なり得る場合には、効力発生日又は効力発生の条件が記載されているか。	
	規則54条四	(4) 上記(1)及び(3)について変更を禁止する場合はその旨の記載があるか。	
2. 特定資産 に関する事 項	法 165条 二 規則55条一	(1) 施行規則別表「特定資産の内容の記載事項表」の「特定 資産の区分」に応じ、「特定資産の内容」に掲げる事項の 記載があるか。	
	規則55条二	(2) 特定資産の権利の移転(特定資産の譲渡及び信託に係る対抗要件の具備に関する事項を含む。)に関することについて記載があるか。	
	規則55条三	(3) 特定目的信託契約の締結日以後特定資産を取得することを予定している場合、取得予定日の記載があるか。	
	規則55条四	(4) 特定資産の価額(特定資産の価額を知るために必要な事項の概要、特定資産の価額につき調査した結果(資産の種類ごとの内訳を含み、特定資産が不動産であるときは、不動産鑑定士による鑑定評価を踏まえて調査したものに限る。)及び特定資産が不動産であるときは、鑑定評価を行った者の氏名又は名称を含む。)	
	規則55条五	(5) 特定目的信託の原委託者(開発型の場合は、当該開発に 係る契約を受託信託会社等と締結する者を含む。)の氏名 又は名称及び住所について記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則55条六	(6) 上記(2)~(4)(開発型の場合に限る)について内容が確定 していない場合は、その内容を確定するための要件及び手 続の記載があるか。	
	規則55条七	(7) 上記(2)~(6)((5)については、開発により特定資産を取得する場合において、当該開発に係る契約を受託信託会社等と締結する者に係る事項に限る。)の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
3. 信託受益 権に関する 事項	法 165条 三 イ 規則56条 一 イ	(1) 受益証券の権利者に分配すべき金銭に係る計算期日について記載があるか。	
	•	(2) 受益証券の権利者に分配すべき金銭の計算方法、分配時期及び分配場所の記載があるか。	
	規則56条 二	(3) 異なる種類の内容の受益権を定める場合は、次に掲げる事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) 各受益権の償還に関する事項(償還期間及び償還方法を含む。)について記載があるか。	
	同号口	(b) 信託期間中の金銭の分配に係る優先的又は劣後的内容について記載があるか。	
	同号八	(c) 信託終了時の金銭の分配に係る優先的又は劣後的内容についての記載があるか。	
	同号二	(d) 社債的受益権を定める場合は、その旨並びに各社債的 受益権ごとの令第30条第1号の配当を行う時期及び配当 額並びに元本の額について記載があるか。	
	法 165条 三口	(4) 特定資産に対する持分(以下「元本持分」という。)を有する種類の受益権であって種類の異なるものを定める場合は、各受益権の種類ごとの元本持分、元本持分を有しない種類の受益権を定める場合は、特定目的信託契約の期間中における特定資産の管理又は処分により得られる利益に対する持分についての記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	八 規則56条 一	(5) 受益権の分割又は併合について記載があるか。 (6) 受益権の転換について記載があるか。	
	規則56条 三	(7) 原委託者が特定目的信託の契約締結時において有する受益証券について行う募集等の方法について記載があるか。	
	規則56条 四	(8) 上記(5)~(7)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続	
	規則56条 五	(9) 上記(3)の(a)~(c)及び(4)について変更があり得る場合は、 その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則56条 六	(10) 上記(3)の(a)~(d)、(4)~(9)に係る変更の禁止に関する次に 掲げる事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) 上記(3)の(d)について変更を禁止する旨の記載があるか。	
	同号口	(b) 上記(a)以外の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
4. 特定資産 の管理・処 分に関する 事項	法 165条 四 規則57条一	(1) 特定資産の処分の方法(特定資産を貸し付け、譲渡し、 交換し、又は担保に供することを予定する場合は、その旨 及びその内容(時期及び理由を含む。)について記載があ るか。	
	規則57条二	(2) 特定資産の管理及び処分に係る業務を受託信託会社等以外の者に委託する場合は、その受託者又は受託予定者(以下「受託者等」という。)の氏名又は名称、営業所又は事務所の所在地その他の受託者等について記載があるか。	
	規則57条三	(3) 受託信託会社等又は受託者等が特定資産について行う業務の種類及び内容並びに受益証券の権利者の利害に関する事項(特定資産が指名金銭債権の場合は、その回収の方法も含む。)について記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則57条四	(4) 上記(1)~(3)について内容が確定していない場合は、その 内容を確定するための要件及び手続の記載があるか。	
	規則57条五	(5) 上記(1)~(3)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件の記載があるか。	
	規則57条六	(6) 上記(1)~(5)の変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
5. 資金の借 入れ又は費 用の負担に	法 165条 五 規則58条一	(1) 受託信託会社等が資金の借入れを予定する場合は、次に掲げる事項について記載があるか。	
関する事項	同号イ	(a) 限度額(借入予定残高の上限)について記載があるか。	
	同号口	(b) 借入金の使途について記載があるか。	
	同号八	(c) 各借入れについて次に掲げる事項の記載があるか。	
	(1)	イ 借入金額の記載があるか。	
	(2)	口 借入先の記載があるか。	
	(3)	ハ 借入条件(弁済期及び弁済方法に関することを含む 。)について記載があるか。	
	(4)	二 担保設定について記載があるか。	
	規則58条二	(2) 受託信託会社等が特定目的信託の信託事務を処理するために費用の負担を予定する場合には、次に掲げる事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) 受託信託会社等が負担する費用(債務を含む。以下同じ。)の総額(負担予定費用の上限。以下同じ。)について記載があるか。	
	同号口	(b) 受託信託会社等が負担する費用の種類及び当該種類ご との総額について記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	同号八	(c) 受託信託会社等が負担する費用の償還方法について記載があるか。	
	規則58条三	(3) 受託信託会社等が特定信託管理者に支払うべき報酬、その事務処理のために要する費用及び利息並びに損害賠償額について信託財産に関する費用として負担することを予定する場合は、次に掲げる事項について記載があるか。	
	同号イ	(a) 受託信託会社等が負担する費用の総額について記載があるか。	
	同号口	(b) 受託信託会社等が負担する費用の種類及び当該種類ご との総額について記載があるか。	
	同号八	(c) 受託信託会社等が負担する費用の償還方法について記載があるか。	
	規則58条四	(4) 上記(1)の(b)及び(c)、(2)の(b)及び(c)並びに(3)の(b)及び(c)の 内容が確定していない場合は、その内容を確定するための 要件及び手続について記載があるか。	
	規則58条五	(5) 上記(1)の(a)及び(b)、(2)の(a)及び(b)並びに(3)の(a)及び(b)について変更があり得る場合は、その旨及び変更を行うための条件について記載があるか。	
	規則58条六	(6) 上記(1)~(5)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	
6. その他の 資産信託流	法 165条 六 規則59条一	(1) 資産信託流動化計画の概要について記載があるか。	
動化計画記載事項	規則59条二	(2) 受託信託会社等が原委託者から特定目的信託の信託財産 として金銭を取得する場合は、その額及び使途について記 載があるか。	
	規則59条三	(3) 特定資産以外の信託財産(受託信託会社等が原委託者から特定目的信託の信託財産として取得した金銭及び特定資産の管理又は処分により得られる金銭を除く。)の管理及び処分について記載があるか。	

項目	関連条文	審査する内容	チェック欄
	規則59条四	(4) 受託信託会社が毎年1回一定の期日に作成する貸借対照表、損益計算書、信託財産の管理及び運用に係る報告書並びにその附属明細書の作成期日について記載があるか。	
	規則59条五	(5) 信託期間中に特定資産の管理又は処分により得られた利益を特定資産とすること(利益の特定資産組入れ)を予定する場合は、その旨及び利益の特定資産組入れについて記載があるか。	
	規則59条六	(6) 受益証券について少人数私募を行う場合は、特定目的信託の契約書及び資産信託流動化計画の謄本又は抄本を当該少人数私募の相手方に交付する旨の記載があるか。	
	規則59条七	(7) 上記3.の(1)、(2)、(3)の(a)~(c)及び(5)~(7)の内容を変更するための手続並びに当該事項の内容が確定していない場合における当該内容を確定するための手続は,原委託者が特定目的信託契約の締結時において有する受益証券を最初に譲渡する前に行うものとする旨の記載があるか。	
	規則59条八	(8) 外国為替相場の変動による影響、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係る法制度の概要、資産の流動化に係るデリバティブ取引の利用の方針その他の受益証券の権利者の保護の観点から必要な事項の記載があるか。	
	規則59条九	(9) 上記(2)及び(3)の内容が確定していない場合は、その内容を確定するための要件及び手続の記載があるか。	
		(10) 上記(1)~(9)について変更を禁止する場合は、その旨の記載があるか。	

(商 号)

(代表者の氏名) 殿

財務(支)局長 印

# 新受理番号通知書

年 月 日付で 財務(支)局長に届出のあった「主たる営業所の所在地変更」に基づき、従前の業務開始届出に下記のとおり新たな受理番号を付記したので通知します。今後、当財務(支)局への届出等をする場合には同受理番号を記載願います。

記

新受理番号 財務(支)局長( )第 号

# 特定目的会社届出証明書

年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 商号又は名称

代表者の氏名

印

下記のとおり、資産の流動化に関する法律第3条の規定により業務開始届出を行ったことを証明願います。

使用目的		
提出先		
	記	
商号又は名称		
代表者の氏名		
申請者の住所		
届出年月日	年 月 日	
届出受理番号	財務(支)局長( )第	号
廃業年月日	年 月 日	
上記のとお	り相違ないことを証明する。	
	年 月 日 財務(支)局長	ЕП

B+ <b>Z</b> 5	特定目的会社名簿縦覧申請書	年	月	日
划務(文) 	) 局長 殿			
縦覧の目的				
受理番号	特定目的会社の商号	貸出	却 返	去几日
	会社名簿を縦覧したいので申請します。			
申請者 <u>氏名</u>				
住所				
	( ) —	貸出	 時	分
職業		返却	時	分

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

財務(支)局長 殿

 申請者
 本
 店

 商
 号
 (会社名)

 取締役
 (氏名)
 印

添付書類:不動産売買契約書(写)等、申請者が当該登記に係る不動産の所有権を 取得した日を確認することができるもの

#### 証 明書

- 1.申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の7第1号に掲げる 要件を満たしている特定目的会社である。
- 3.申請者が上記2.の所有権を取得したのは平成 年 月 日であり、この 証明書により法第83条の7の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

財務(支)局長 〇〇 〇〇 印

# [不動産の表示]

地番	地目	地積
		m²
	地番	地番 地目

建物	の所	在	家屋番号	種類	構造	床面積
						m²
						111

(注)表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。

証 明 申 請 書

平成 年 月 日

財務(支)局長 殿

申請者 本 店 商 号 (会社名) 取締役 (氏名) 印

添付書類:債権譲渡契約書(写)等、申請者が当該登記に係る指名金銭債権を取得 した日を確認することができるもの

## 証 明書

- 1.申請者は、租税特別措置法(以下「法」という。)第83条の7第1号に掲げる要件を満たしている特定目的会社である。
- 3.申請者が上記2.の指名金銭債権を取得したのは平成 年 月 日であり、 この証明書により法第83条の7の規定の適用を受けることができる期限は平成 年 月 日である。

以上のとおり証明する。

平成 年 月 日

財務(支)局長 〇〇 〇〇 印

# [質権又は抵当権の表示]

1. 設定されている権利の種類 ○○権

2. 設定年月日 (元号)〇年〇月〇日

3 . 受付番号 第〇号

4. 債権額又は極度額 金 〇〇 円

5 . 順位番号 〇 番

主たる事務所又は 住 所 6. 質権者又は抵当権者

氏 名 名称又は商号

# [不動産の表示]

į
m²
""

建物	の所	在	家屋番号	種類	構造	床面積
						m²
						""

(注)表示内容については、いずれも登記簿の記載に合わせて記載する。